

学校いじめ防止基本方針

岡山市立福浜中学校 令和5年4月改定

本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）」、「生徒指導提要（令和4年12月改定）」に基づき、いじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に深刻な危険を生じさせる恐れのあるものであり、絶対に許されない行為である。

いじめはどこにでも誰にでも起こりうるものという基本認識に立ち、生徒が安心して学校生活や社会生活ができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを主な目的として、学校を含む地域社会全体で組織的に行わなければならない。

加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要と認識し、組織的にいじめの問題を解決することを目指す。

3 いじめを生まない環境づくりと未然防止の取組

（1）教職員の取組

「いじめはどの学校でもどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、全ての教職員が生徒の尊厳が守られ、いじめを生まない環境づくりと未然防止に取り組む。

- ① 職員会議や校内研修等で、「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
- ② 学校教育活動のあらゆる場を活用し、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気、学校全体に醸成する。
- ③ 生徒が授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ④ 生徒の自己肯定感や自己有用感を高める取組を、積極的かつ組織的に行う。

(2) 生徒の取組（教職員のサポートのもと）

生徒が互いの人格を尊重し、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を
培い、いじめを生まない学校風土を生徒自ら作りあげる能力を育成する。

- ① 全校集会や学年集会等で、「いじめをしない・させない・許さない」ことを
生徒自身で発信する。
- ② 学級・学年活動等で、日常的に生徒同士が認め合える取組を行う。
- ③ ストレスコントロール・コミュニケーション能力を高める活動を行う。
- ④ 生活・社会体験活動等を通して、他者の気持ちを共感的に理解できる取組
を行う。

4 早期発見

(1) 基本的な考え

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを
装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われていることを認識する。

そのため、些細な兆候を見逃さず、「いじめではないか」と注意深く複数の教職
員で対応するなど、積極的に認知するよう努める。

(2) 発見のための取組

- ① 教職員による観察や情報交換
 - ・学校生活全般で積極的に生徒観察等を行う。
 - ・特に、休み時間や放課後等の生徒の自由な時間を観察する。
 - ・気になる生徒の情報を、学年や分掌を越えて共通認識するよう努める。
- ② 教育相談・アンケートの実施
 - ・教育相談を学期に1回実施して、教職員と生徒の信頼関係の構築に努め、
悩みなどが相談しやすい雰囲気づくりや環境づくりを推進する。
 - ・いじめに特化したアンケート（無記名）を学期に1回以上実施して、積極的
ないじめの認知に努める。
 - ・必要に応じて、個別の教育相談を実施して、いじめを見逃さない取組を行
う。
- ③ 保護者や地域・関係機関
 - ・保護者からの情報を把握して、生徒の悩みや困り感の発見に努める。
 - ・関係諸機関との連携を図り、校外（ネット上も含む）での生徒の様子も把握す
るよう努める。
 - ・相談電話（子ども相談ホットラインなど）の情報も周知する。

5 適切かつ迅速な組織的対処

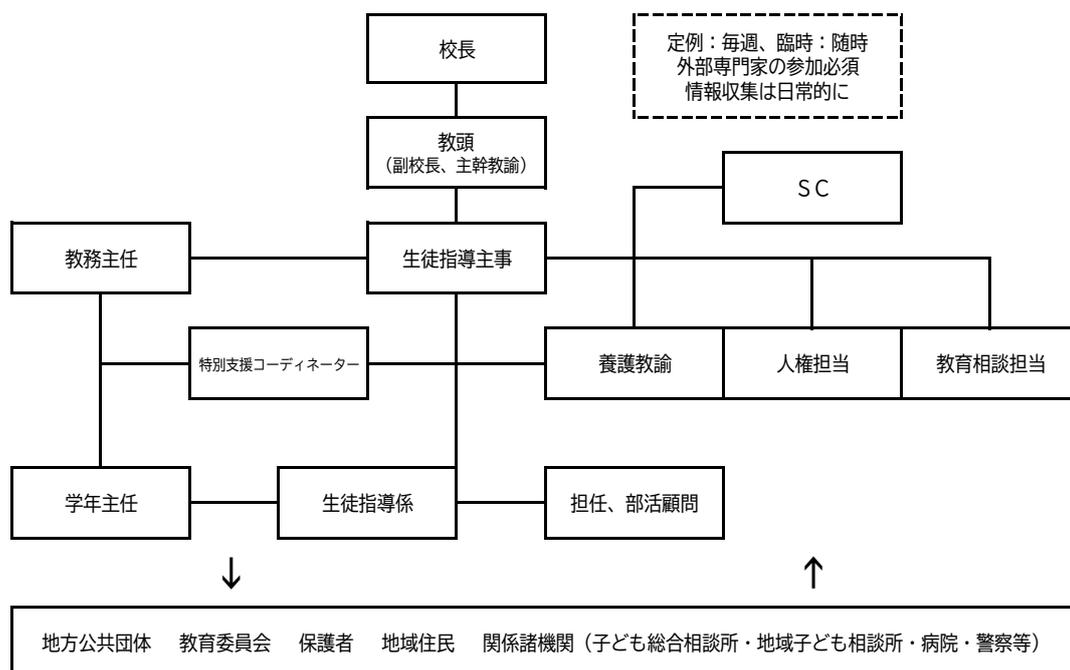
- いじめの発見、通報を受けた場合は、情報を教職員で共有し、適切かつ迅速に対処する。
- いじめ問題への取組は、「いじめ防止対策委員会」で対応等について協議し、組織的に対処する。保護者への適切な報告を行うとともに、必要に応じて、関係諸機関とも連携して対処する。
- いじめの事実については、被害者、加害者、周囲の者、保護者等から詳しく情報を得て、正確に把握することに努める。
- いじめの被害者や通報者に対しては、最優先の安全確保を約束する。また、いじめの加害者に対しては、「いじめは絶対に許されない行為である」という人権意識をもたせる指導を行う。
- いじめが起きた集団に対しては、人権意識を高揚させる指導や取組を組織的かつ継続的に行う。
- ネット上の不適切な書き込み等への対応は、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除の措置をとる。また、プロバイダ等に対して速やかに削除を求める。

6 いじめ防止等の対策のための組織等

(1) 組織

- ① いじめ防止対策委員会（適宜開催）
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、担任、養護教諭、人権担当、特別支援コーディネーター、SC
- ② 生徒指導係会（週1回開催）
校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC
- ③ 職員会議（月1回開催）
全教職員で、共通理解を図る。
- ④ 臨時職員会議
緊急性を要する事案については、校長の判断のもと適宜開催する。

(2) 連携体制



(3) 計画

4月	学級開き 集団作り	10月	アセス実施・分析
5月	教育相談 アセス実施・分析	11月	いじめアンケート実施・分析
6月	いじめアンケート実施・分析	12月	人権教育 2学期の振り返り
7月	1学期の振り返り	1月	集団作り
8月	集団作り	2月	アセス実施・分析
9月	学校行事	3月	1年間の振り返り

7 重大事態への対処

<いじめの重大事態とは>

- ◆ いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合 (法第28条第1項第1号)
- ◆ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 (同第2号)
 - ※相当の期間…年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合も含む。
 - ・ 前者は「生命・心身・財産重大事態」、後者は「不登校重大事態」とされている。
 - ・ 原因として「いじめ(疑いも含む。)」が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査」を実施する。

- ・ 「調査」は、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解したうえで、迅速に行うとともに、「公平性・中立性」を確保する。
- ・ 「調査」の目的は、いじめの事実の全容を解明すること。また、学校・教育委員会等の対応を検証して同種の事案の「再発防止」につなげることである。

<重大事態への対処>

- ① 重大事態が発生した旨を、岡山市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織（「いじめ防止対策委員会」）を設置する。
- ③ 設置した組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査の結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を、適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を受けて、必要な関係諸機関と情報共有し、被害を受けた生徒、保護者のケアを最優先し、支援・援助・対処の方針等を明確にする。
- ⑥ 方針等に基づき、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全ての学校組織・関係諸機関と協力して、問題解決・解消に向けて取り組む。
- ⑦ 適切にモニタリング（3か月を目処に、丁寧な見守り、被害生徒及び保護者への経過報告と心理状態の把握等）を行う。
- ⑧ 重大事態の情報の整理と管理、記録の作成と保存を確実にを行う。

8 学校いじめ防止基本方針の公表、点検、評価等

(1) 公表

本校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載する。

(2) 点検

生徒指導係会（「いじめ防止対策委員会」のメンバーに重複する）等において、定期的に取り組状況や生徒に対する具体的な指導内容などについて点検する。

(3) 評価

- ・ 「いじめ防止対策委員会」で取組や実施状況について意見聴取し、評価する。
- ・ 学校運営協議会や地域住民、関係諸機関等から意見聴取し、評価する。